

## 匠瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月6日(月)午後3時から午後4時55分まで

2 開催場所 匠瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林	喜太郎	委員	2番	及川	正義	委員
3番	金杉	勝城	委員	4番	布施	陽子	委員
5番	高品	文敬	委員	6番	椎名	寛	委員
8番	小林	須美子	委員	9番	太田	憲一	委員
10番	大木	武一	委員	11番	鈴木	茂	委員
12番	佐藤	正剛	委員	13番	石田	利之	委員
14番	安藤	幸春	委員	15番	穴澤	久男	委員
16番	伊藤	栄治	委員	17番	渡邊	弘仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	秋山	菊次	委員	20番	布施	利雄	委員
21番	加瀬	安男	委員	22番	並木	昭男	委員
23番	鎌形	豊	委員	24番	山崎	幸治	委員
25番	塚本	繁雄	委員	26番	木原	正勝	委員
28番	寺本	利幸	委員	29番	石橋	誠	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

7番 布施行雄 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊藤輝夫 委員      27番 江波戸和男 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和2年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

12件

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
(市産業振興課) 職員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年7月農業委員会定例総会を開会いたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりまして、以降の議事進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、2番及川正義委員、3番金杉勝城委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る7月3日、午後1時45分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年6月29日に匝瑳市から諮問のあり

ました別冊の令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和2年度第2次農用地利用集積計画(案)について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和2年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る7月3日、午後1時45分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和2年6月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号について、別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】**

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和2年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和2年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」、採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」

を議題といたします。なお、本議案については去る7月3日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告をお願いいたします。

- 2番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る7月3日午後2時15分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地農政委員会を開催いたしました。
- 内容につきましては、令和2年6月15日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画変更は適当と思われまます。
- 計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。
- 本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の議案書を御覧ください。番号1番及び4番から7番までは、所有権移転に関する件であります。番号2番、3番及び8番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第4号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番及び3番は、議案第6号の番号3番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第6号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

5 番 番号2番と3番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ  
れはないと思います。

3 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

9 番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

8 番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

1 4 番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

2 番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われ  
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい  
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することと共に、番号2番と3番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

**【議案第5号、番号1番を議案書を基に朗読】**

番号1番について、当初計画者は、申請地に専用住宅及び賃貸住宅3棟の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、新たに承継者が農業用物置、農業用貸資材置場及び駐車場用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号1番について、当初事業計画者は、仕事の都合で事業の実施を断念したそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。

**【議案第6号、番号1番から12番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、長屋住宅用地として畑661㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、農業用物置1棟、農業用資材置場及び7台分の駐車場用地として畑4筆計1,388.93㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,429㎡の内1,933㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番から9番までの譲受人は同一です。倉庫1棟用地として畑6筆計2,883㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番について、専用住宅用地として畑2筆計397㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号11番について、専用住宅用地として畑280㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号12番について、専用住宅用地として畑269㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。



議 長           ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番           番号1番について、申請地を長屋住宅用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1 番           番号2番について、申請地を農業用の物置、資材置場及び駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5 番           番号3番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

3 番           番号4番から9番までについて、譲受人は市内で運送業を営んでおりますが、既存施設が手狭となったことから、既存施設近くの申請地を倉庫用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8 番           番号10番について、譲受人は妻、子1人と市外の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

15 番          番号11番について、譲受人は妻、子1人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、今後の生活を考え、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2 番           番号12番について、譲受人は夫、子2人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長           事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はごさい

ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」  
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請  
に係る意見決定について」採決に入ります。  
議案第 6 号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め  
ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が 1 件ありました。内容について  
は、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決  
により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、  
議案第 1 号 令和 2 年度第 2 次農用地利用集積計画(案)について (別冊)  
議案第 2 号 令和 2 年度第 1 次農用地利用配分計画案に係る意見決定に  
ついて (別冊)  
議案第 3 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)  
議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 8 件  
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について 1 件

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 2 件
報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	1 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。  
これをもちまして、令和 2 年 7 月 6 日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。